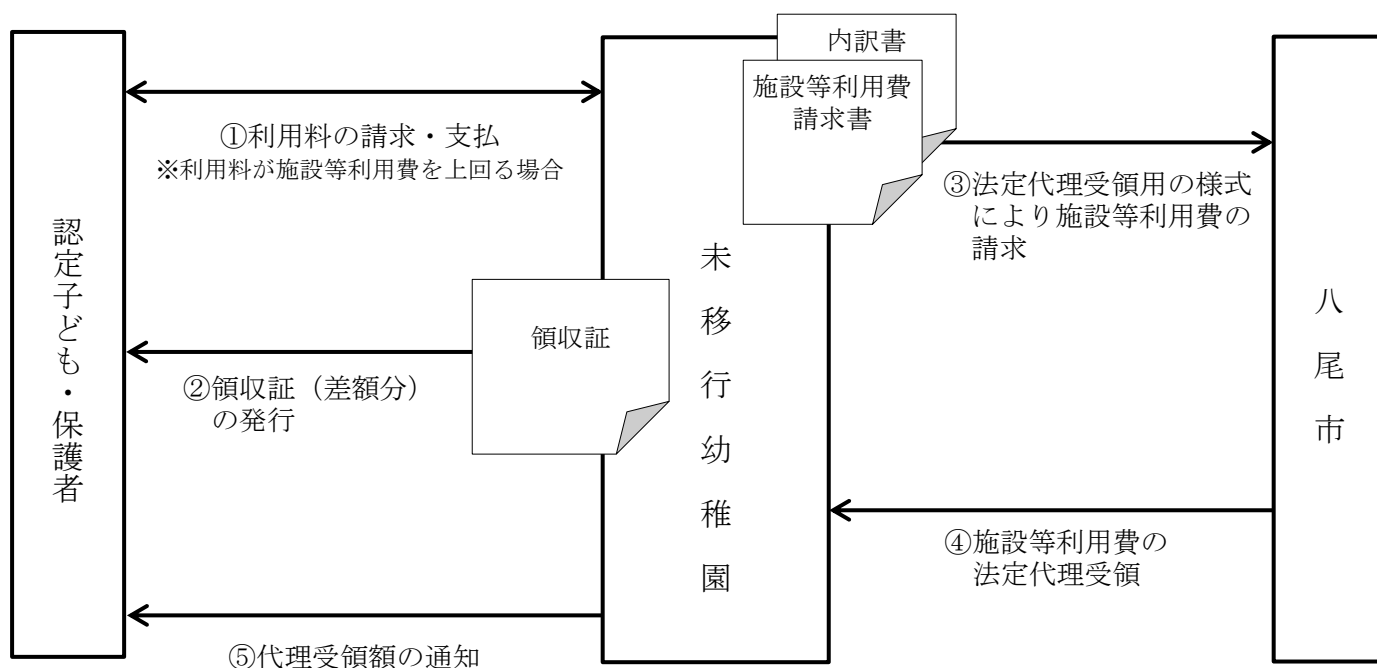


【未移行幼稚園】施設等利用費請求事務フロー



◎八尾市在住の施設等利用給付第1号（新1号）認定子どもが子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用した場合は、これに要する費用を施設が認定保護者に代わって八尾市に請求してください。

※無償化方法は市町村ごとに異なるため注意してください。

◎無償化の上限額

月額単価 28,000 円

①保護者への請求額は利用料から月額単価 28,000 円を除いた部分となります。

※上記利用料のうち、日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等は無償化対象外

【保護者への請求金額 例】

・利用料 22,000 円/月、食材料費 6,000 円/月、バス利用代 3,000 円/月 の場合

⇒ (22,000 円 - 22,000 円 (利用料と月額単価 28,000 円の小さい方)) + 6,000 円 + 3,000 円 = 9,000 円

②領収証は保護者から徴収する金額がある場合のみ発行が必要となります。

③施設等利用費請求書には、「施設等利用費請求金額内訳書」を添付してください。

③請求書は当月分を翌月 5 日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに提出してください。

例) 10 月分 ⇒ 11 月 5 日までに八尾市こども施設課に提出

※期限までに請求書を提出できない場合はご相談ください。

⑤通知は通知書の送付や掲示等、任意の手法でよく、例えば 1 年度に 1 回の通知等、簡易な方法でも構いません。